

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和6年度 教育委員会 第6回定例会)

開会 令和6年9月18日(水)

開会 令和6年9月18日(水)

午前9時00分

午前10時00分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 藤岡 謙一 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人	欠席委員	委員 山本 幸夫	
会議に出席した職員	職	氏名	職	氏名
	教育次長	藤井 和重		
	教育次長	漁 修生		
	教育総括室長	薩美 征夫		
	参与(人事担当)	柏木 弘至		
	学校支援部長	岡崎 州祐		
	学校教育部長	秦 淳也		
	教育総務課長	伊藤 昭夫		
	学事課長	山崎 豊		
	学校管理課担当課長	谷木 陽介		
	地域学校協働課長	岡田 良一		
	学校保健安全課長	小濱 宏		
	教育人事課長	北島 綱史		
	学校給食課長	神田 裕行		
	参事(人権教育担当)	佐藤 力		
署名	教育長		委員	

## 付 議 案 件

### <議 題>

- (審)議案第33号 西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件 [地域学校協働課]  
(審)議案第34号 西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件 [学事課]  
(審)報告第8号 令和6年度 西宮市一般会計補正予算(第5号)  
(9月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件 [教育総務課]  
(審)議案第35号 人事に関する件 非公開 [教育人事課]

### <一般報告>

- 一般報告① 教育委員会所管 令5年度決算の概要について [教育総務課]  
一般報告② 第61回西宮市人権・童話教育研究集会の開催について  
[学校教育部(人権教育担当)]  
一般報告③ 西宮市学校給食審議会委員の委嘱の議案に関する訂正について [学校給食課]  
一般報告④ 西宮市学校施設長寿命化計画の見直しに係るパブリックコメントの実施について  
(R06.10.4 教育こども常任委員会所管事務報告) [学校管理課]  
一般報告⑤ 児童生徒の状況について 非公開 [学校保健安全課]

以 上

傍 聴

0名

藤岡教育長	<p>ただいまより、令和6年度 第6回 教育委員会定例会を開催します。本日は山本委員より欠席との届出を受けております。議事録署名委員には、側垣委員を指名します。</p> <p>はじめに、6月定例会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>それでは、承認いたします。</p> <p>なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認をいたします。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第35号は人事に関する案件、一般報告④は市議会に付議する案件であり、現時点では公表されていません。また、一般報告⑤は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなるおそれがあるため、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議がないようですので、非公開といたします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、これより審議に入ります。</p> <p>議案第33号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」を議題といたします。</p> <p>地域学校協働課長、お願いいたします。</p>
地域学校協働課長	<p>議案第33号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」についてご説明いたします。</p> <p>今回新たに任命する委員の候補者は、学校長からの推薦のあった人となります。</p> <p>また、解任の対象となる委員の解任理由は、本人からの申出によるものです。</p> <p>新たに任命する委員の任期は、令和6年9月19日から令和8年3月31日までとなります。また、解任の対象となる委員の解任日は令和6年9月18日となり</p>

	<p>ます。</p> <p>お手元資料の3ページには、新たに任命する委員の候補一覧を、4ページには解任する委員の一覧をそれぞれ記載しております。</p> <p>5ページ以降は、学校ごとの委員名簿となります。表の網かけ部分が今回新しく任命する委員の候補となります。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第33号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議がないようですので、原案は可決されました。</p> <p>続きまして、議案第34号「西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を議題といたします。</p> <p>では、学事課長、お願いいたします。</p>
学事課長	<p>議案第34号「西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について説明いたします。</p> <p>本改正は、教育委員会大学貸付奨学金を廃止する条例改正案が6月議会において承認されたことに伴い、本規則について所要の改正を行うものでございます。今回の規則改正では、教育委員会大学貸付奨学金の廃止に関する条文や文言の削除・修正、連帯保証人の資格要件見直しや廣藤・高橋奨学金の推薦者資格要件の明確化が主な内容になります。</p> <p>それでは、3ページからの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>教育委員会大学貸付奨学金の廃止に伴う主な変更箇所として、現行の第4条、第5条第7項、第8条、第9条第1項第1号、そして第11条から第14条までを削除し、次に、第5条及び第7条の見出しに記載されている貸付けの文言削除、そして第10条の見出し及び条文に記載された交付を給付に修正しています。</p> <p>また、連帯保証人資格要件の見直しとして、奨学生が未成年の場合、従来は連帯</p>

	<p>保証人2名のうち1名を保護者としていた第9条第3項を改正し、教育長がやむを得ない事情があると認める場合は、保証料の支払いによる機関保証制度の利用が可能になります。</p> <p>廣藤・高橋奨学金における推薦者につきましては、第17条第4号を改正し、高等学校長から学校等の長に変更することで、高等専門学校、専修学校及び各種学校を卒業する生徒も対象であることを明確にします。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
藤原委員	<p>一応、削除されることによってどういったことが変わるのかをかいつまんでご説明いただけたらと思います。4条と5条7項、8条、11条以下ですね。かいつまんで結構ですので、お願いいたします。</p>
学事課長	<p>現行の第4条が今ご指摘いただきました削除というところではありますが、今回、削除するのは大学貸付奨学金の廃止に関係するところでございます。したがって、貸付けの奨学金の返還など、奨学金の保証人関係とか、そういった関係の部分を削除させていただいております。</p>
藤原委員	<p>ということは、貸付けの制度自体がなくなり、もう給付制のみになるということなんですか。</p>
学事課長	<p>教育委員会として所管している奨学金につきましては、高校生の給付型奨学金のみになります。あとそれ以外といたしましては、個人からいただきました高橋・廣藤奨学金、こちらも給付型でございますが、もう一つ、藤田奨学金というものがございます。こちら基金としては健康福祉局のほうで所管している奨学金制度でございますが、こちらは貸付け型奨学金として今後も引き続き制度としては存続しております。</p>
藤原委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>

藤岡教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第34号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議がないようですので、原案のとおり可決されました。</p> <p>報告第8号「令和6年度西宮市一般会計補正予算(第5号)(9月定例会教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を議題といたします。</p> <p>教育総務課長、お願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>報告第8号「令和6年度西宮市一般会計補正予算(第5号)(9月定例会教育委員会所管分)に関する意見決定の件」につきましてご説明いたします。</p> <p>議会への予算案提出に当たりましては、議案として教育委員会会議に付議し、教育委員会として意見を決定する必要があります。</p> <p>本件につきましては、議会に上程する期日の関係で教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により8月19日付で決定いたしましたので、本日、同条第3項の規定によりこれを報告させていただくものです。</p> <p>資料の3ページをご覧ください。</p> <p>第2表、債務負担行為補正です。債務負担行為とは、将来にわたる債務を負担するもので、設定された限度額、期間の範囲内において債務負担契約の締結を可能とするものです。</p> <p>学校施設常駐警備業務は、西宮市立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の常駐警備業務について事業者の選定方法を見直すことに伴い、令和7年4月1日の業務開始に向けて準備期間を確保する必要があるため、業務委託に係る経費を計上するものです。</p> <p>期間は令和7年度で、限度額は3億3,546万4,000円です。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>

藤原委員	債務負担行為の528万円負担が増えるということだと思んですけども、増えた理由のところがいまいちよく分からなかったので、もう一回お願いいたします。
教育総務課長	増えた理由を説明します。今回、債務負担行為を取り限度額を設定しました。年度が始まる直前の契約になりますと、なかなか事業者が準備をする期間が足りない、例えば学校に警備の方を配置しようとするすると、その方々を確保することが必要になります。今年度入りますときに業務でなかなか準備がうまくいかなくて、学校からどうにかしてよという意見が届いたこともございます。 それらを受けまして、債務負担行為を設定することによって早期に業者の選定を可能としておりまして、それによって業者が十分に準備期間を取りまして、4月からの業務に支障なく準備できるように考えるものでございます。
藤岡教育長	藤原委員、よろしいですか。
藤原委員	若干、ちょっと今のお話とは論点がずれるんですけども、この警備は朝からお昼前ぐらいまでですよ。なんですよ。お昼に学校へ行くと警備員さんがいないという状況なので、望むらくは、もちろんお金のかかる話ですけども、この期間が延びるといいなというのは、私、自分がPTA会長をやっていた頃からずっと思っておりました。
教育総括室長	今いただいたご意見につきましては、学校からもそういった声は上がっておりまして、ただ一つ、警備員の雇用条件、労基法上の7時間半の縛りがありまして、時間を延長すると新たに人を雇用しないといけないといったことになり、契約額が跳ね上がるといった問題が裏事情としてございます。 学校によっては、例えば警備員を立たせる時間をちょっとずらして配置するとか、そういったことを希望する声も聞いていますので、幾つかパターンを用意しまして、その中で学校が配置する時間を選択できるようにするといった取組も始めたところでございます。 今回、説明がありましたように、警備上の問題で業者の選定方法も一部変更しようと思っております。今は競争入札、言い方を変えると価格のみで業者が決まる選定方法なんですけれども、業者の提案も取り入れたプロポーザル方式による選

藤岡教育長	<p>定方法を検討しておりまして、そういった選定が可能になれば、業者の提案によって、例えば校門の警備では、こういった工夫ができるのか、そういった業者のほうからの提案も期待できるのかなど。それであれば警備の時間を延長したらたちまち経費が跳ね上がるのではなくて、比較的経費を抑える中でサービスの向上につながるような、そういったことも期待しているところでございます。また、今後引き続き検討していきたいと考えております。</p> <p>ほかにはよろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第8号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認め、承認いたします。</p> <p>一般報告①「教育委員会所管 令和5年度決算の概要について」を議題といたします。</p> <p>教育総務課長。</p>
教育総務課長	<p>教育委員会所管の令和5年度決算の概要につきまして、お手元の資料に沿ってご説明いたします。</p> <p>なお、決算額の円単位ですが、100万円未満を切り捨てて説明させていただきます。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたします。</p> <p>1ページの歳出決算総括表をご覧ください。</p> <p>まず、歳出総額について、上から2行目の教育委員会所管分計の行でご説明いたします。</p> <p>左から、予算現額218億7,100万円、支出済額200億5,200万円、翌年度繰越額1億5,200万円、不用額16億6,600万円、翌年度繰越額を除き執行率は92.3%となっております。支出済額は前年度と比べ20億5,300万円、率にすると9.3%の減です。</p> <p>そのうち翌年度繰越額についてご説明いたします。</p> <p>資料の7ページ上段の表をご覧ください。</p> <p>1行目の小学校施設整備事業については、山口小学校長寿命化改修等設計料、北</p>

夙川小学校長寿命化改修等設計業務において履行遅延が発生したこと及び広田小学校受水槽改修工事について、世界情勢に影響を受け、改修工事に必要な制御盤の納期遅延が発生したことに伴い、年度末までに事業が完了できないことから翌年度に繰越したものである。

また、2行目の中学校施設整備事業は、塩瀬中学校の学校敷地周囲にフェンスを設置する等、防犯・安全対策事業について、3行目の給食施設設備整備事業は、学校給食室空調設備設置事業について国の補助事業を確実にかつ有利に活用するため、前倒しで令和5年度補正予算に計上し、繰越したものである。

次に、不用額についてご説明いたします。

前に戻りまして、1ページをご覧ください。

教育委員会所管分の不用額は16億6,600万円となっており、主な内容は、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業において長寿命化改修、大規模改修、外壁改修、屋上防水などに係る工事費が見込みを下回ったことによるもの、学校園の電気・ガス使用料について、国の料金負担軽減策により料金の高騰が抑制されたことによるもの、学校の管理運営事務経費において令和4年度から繰り越した国の補助事業である感染症流行下における学校教育活動体制整備事業が新型コロナウイルスの感染者等が発生し、かつその対応に必要な物品の在庫がない場合のみ執行できるものであったため、対象経費が見込みを下回ったことによるもの、退職手当について退職者数が見込みを下回ったことによるもの、給食の食材購入に係る経費について、食材価格の高騰による増額を12月補正予算で計上したものの、価格の高騰が見込みを下回ったことによるものです。

続きまして、性質別の増減についてご説明いたします。下の性質別分類欄をご覧ください。

まず、人件費や物件費などの消費的経費の支出済額は148億5,500万円となっており、前年度と比べると1億4,700万円の増額となっております。これは人件費が子供の障害に応じた専門性のある支援体制の構築を進めるため、対象児童生徒の増加に伴い介助支援員を増員したこと、放課後に自由で主体的な学びや学習の場を提供し、子供の育ちを支援する放課後キッズルーム事業について、事業の拡充に伴いコーディネーター等を増員したことなどにより会計年度任用職員報酬が増額となったものの、地方公務員の定年年齢の引上げに伴う退職者数の減少による退職手当の減額などにより9,400万円の減額となりましたが、物件費等のその他が国の料金負担軽減策により料金の高騰が抑制されたことによる学校園の電気・ガス使用料や令和4年度にのみ地方創生臨時交付金を活用して実

施した生活支援特別給付金の給付分などの減額と食材費の高騰に伴う学校給食の食材購入に係る食糧費、教科書採択替えに伴う指導書整備に係る消耗品費、学校施設における天井つり下げ式バスケットゴール点検業務、学校給食室のフード等清掃業務及びサーバー機器更新に伴う学校給食費徴収システム、食材調達システムの移行業務の実施などにより、業務委託料などの増額との差引きにより、最終的に2億4,200万円の増額となったことによるものです。

次に、校舎の増改築などの投資的経費の支出済額は51億5,700万円となっており、前年度と比べると22億1,000万円の減額となっております。この主な理由は、学校施設の長寿命化改修工事等の増加による増額と春風小学校の校舎改築工事の完了及び安井小学校の校舎改築工事の進捗による減額との差引きによるものです。

次に、積立金や貸付金などのその他の経費の支出済額は3,900万円となっており、前年度と比べ900万円の増額となっております。これは主に西宮市奨学基金への積立金及び西宮市教育振興基金への積立金の増額によるものです。

なお、資料2ページから6ページにかけまして、予算事業ごとに対前年度増減理由と不用額の内容や翌年度繰越額を一覧にしており、また、8ページでは、投資的事業の執行状況と主な事業等の説明をまとめております。これまでこれらの資料から主なものを説明したものとなっております。

続きまして、予算流用についてご説明いたします。

資料7ページ下段をご覧ください。

この表は、左側に流用の予算科目と流用額、右側にそれぞれの流用理由を記載し、流用先の予算科目順に並べたものです。

まず1行目です。これは令和4年度高等学校等就学支援金について、生徒1名が遡及認定となり、保護者が納付した高等学校授業料を還付する必要があるため、教育総務費において事務局費の償還金利息及び割引料へ流用を行ったものです。

次に2行目です。これは安井小学校のガス料金について、新校舎竣工に伴う請求方法の変更に関して誤認識があり、支払い遅延が生じたことにより延滞金の支払いが必要になったため、小学校費において学校管理費の補償補填及び賠償金へ流用を行ったものです。

次に、3行目、4行目です。これは令和4年度特別支援教育就学奨励費補助金について、額の再確定に伴い返還する必要があるため、それぞれ小学校費、中学校費において教育振興費の償還金利息及び割引料へ流用を行ったものです。

次に5行目です。これは備品購入費で購入を計画していた山東自然の家の椅子の

	<p>単価が5万円未満であったことに伴い、消耗品費で購入する必要が生じたため、社会教育費において青少年教育施設費の需用費へ流用を行ったものです。</p> <p>続きまして、歳入をご説明いたします。</p> <p>9ページから14ページに教育委員会が所管する歳入について、対前年度比較をまとめております。</p> <p>では、9ページをご覧ください。</p> <p>一番上の行、教育委員会所管分合計の令和5年度収入済額は29億9,400万円で、前年度に比べると8億2,100万円、率にすると37.8%の増となっております。これは主に安井小学校から瓦木中学校の校舎改築工事に対する国庫負担金や小・中・特別支援学校の施設整備に対する国庫補助金について、事業の進捗に伴い増減があったこと、学校給食費負担金収入について、令和4年度下半期に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して保護者負担額を全額支援したことによる減分が復元したことなどによるものです。</p> <p>以上、教育委員会所管の令和5年度決算の概要を説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、なければ一般報告①を終了いたします。</p> <p>続きまして、一般報告②「第61回西宮市人権・同和教育研究集会の開催について」を議題といたします。</p> <p>人権教育担当参事、お願いいたします。</p>
参事(人権教育担当)	<p>それでは、一般報告②の「第61回西宮市人権・同和教育研究集会の開催について」説明させていただきます。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>研究集会を令和6年(2024年)11月10日日曜日9時20分から12時30分まで市立浜脇中学校にて開催する予定です。</p> <p>西宮市、西宮市教育委員会、西宮市人権・同和教育協議会の3者共催で就学前教育、学校教育など7分科会11分散会と特別部会、人権啓発に分かれて実践に基づいた取組を交流し、研究討議を行います。</p> <p>資料の中ほどの(5)をご覧ください。</p> <p>昨年度と同様に行事は午前中で終了し、参加者数を制限し、各分散会場は定員内</p>

	<p>といたします。行事開催中にほかの分散会場に移動することは禁止します。</p> <p>また、事前申込み制とし、希望者多数の分散会は抽せんで参加者を決定します。一般市民も参加可能とするため、市政ニュースに案内記事を掲載する予定ですが、事前申込み期間のみ受付を行い、ほかの参加希望者と合わせて対応いたします。</p> <p>なお、この行事につきましては、司会と記録の係につきまして、西宮市人権・同和教育協議会と行政の双方から任に当たることとしています。行政からは司会2名、記録6名を予定しております。その他、前日準備と当日運営に行政より従事する予定です。</p> <p>行事内容の詳細については、2ページから3ページに開催要項をつけておりますのでご覧ください。</p> <p>なお、実践発表と研究討議の内容を記録集としてまとめ、2月頃に参加者と学校等に配布する予定です。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見ご質問はございますでしょうか。</p> <p>では、なければ一般報告②を終了いたします。</p> <p>一般報告③「西宮市学校給食審議会委員の委嘱の議案に関する訂正について」を議題といたします。</p> <p>では、学校給食課長。</p>
学校給食課長	<p>「西宮市学校給食審議会委員の委嘱の議案に関する訂正について」、説明させていただきます。</p> <p>お配りしております資料をご覧ください。</p> <p>去る令和4年10月12日開催の第7回定例会及び令和5年11月1日開催の第8回定例会におきまして、それぞれ同日付でご承認いただいた西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件につきまして、本定例会の議案書に誤記があることが判明いたしましたため、訂正をさせていただきます。</p> <p>対象となる議案の内容は、いずれも任期途中で退職による欠員が生じたため、同審議会の補欠委員について委嘱を行うものでありました。議案書におきまして、委嘱委員の区分について、正しくは「保護者代表」と記載するところ、誤って「関係行政機関職員」と記載しておりました。</p> <p>このような誤記が生じた原因といたしまして、当該文書を作成する際に過去の議</p>

<p>藤岡教育長</p>	<p>案資料を複写したところ、修正箇所にも漏れがあったという事務処理上の過失があったものでございます。</p> <p>再発防止措置といたしまして、公文書とは意思決定に至る過程や事務及び事業の実績を適切に記録するものであり、業務の遂行に当たって市民への説明責任を果たすものであることを再認識し、起案までの内容精査、文書審査を徹底することで決裁機能の強化を図ってまいります。</p> <p>今後はこのような修正事案が起きぬよう取り組んでまいります。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>なければ一般報告③を終了いたします。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>一般報告④「西宮市学校施設長寿命化計画の見直しに係るパブリックコメントの実施について（令和6年10月4日教育こども常任委員会所管事務報告）」を議題といたします。</p> <p>学校管理課担当課長、お願いいたします。</p>
<p>学校管理課担当 課長</p>	<p>一般報告④「西宮市学校施設長寿命化計画の見直しに係るパブリックコメントの実施について」ご説明いたします。</p> <p>本件につきましては、来月10月4日の教育こども常任委員会において所管事務報告した後、11月にパブリックコメントを実施、3月にパブリックコメント等の意見を反映させた完成版を公表する予定です。</p> <p>表紙をめくっていただき、資料1ページの「はじめに」をご覧ください。</p> <p>学校施設長寿命化計画の改定とその目的について記載しております。</p> <p>本市では、2019年（平成31年）2月に西宮市学校施設長寿命化計画を策定し、事業費の縮減と予算の平準化を図るため、学校施設の計画的な改修による長寿命化を進めてきました。計画の策定から5年が経過し、この間、インクルーシブ教育システムを構築するためのバリアフリー化や35人学級への対応、防災機能の強化、環境に配慮した施設整備など、学校施設に求められる水準は一層高まってきました。</p> <p>さらに、コロナ禍による影響を受け、その後も建築資材や人件費の高騰、光熱費の上昇といった社会的な変化に加え、建設業界の人手不足、国の共通費算定基準の変更など、様々な要因によって施設整備の進捗の遅れと施設整備費の増大が大</p>

きな課題となっており、学校施設の整備に要する費用は、計画策定時の想定よりも約1.5倍に膨らむと試算しております。

しかし、本市の財政運営は厳しい状況にあり、昨年10月に策定した西宮市財政構造改善基本方針に基づく取組を推進する必要があることから、今後の新たな整備手法として中規模改修を設定し、施設ごとに適切な整備手法を選定できるように本計画を見直すことといたしました。

また、学校施設は、防災機能や地域コミュニティの形成など、多様かつ重要な役割を担う根幹的な都市施設であることから、本市では2021年（令和3年）11月に市立義務教育諸小学校を都市計画施設として位置づけました。都市計画施設の整備には安定した財源である都市計画税を活用できるため、今後は学校施設の整備にも積極的に活用し、適切な学校環境の整備を目指します。

さらに望ましい学習環境を維持するためには、将来的な児童生徒数を予測し、施設規模を適正化していくことが重要です。予測の結果、児童生徒数の減少が見込まれる場合は、減築や周辺公共施設との複合化を検討するなど、市全体の施設総量の縮減に努めます。

次の2ページから5ページは、長寿命化改修工事について記載しております。

見直し前の計画から大きな変更はなく、長寿命化改修などによって建物は原則80年程度使用することとします。

続きまして、6から7ページには学校施設の長寿命化計画策定の背景、目的等を記載しておりますのでご確認ください。

7ページをご覧ください。

（3）目的に記載のとおり、本計画においては3つの目的があります。学校の安全性を確保しつつより一層の予算の平準化、トータルコスト縮減を図る、社会ニーズに配慮したよりよい教育環境を確保する、将来の児童生徒数の減少を見越した効率的・効果的な改築と改修の優先順位づけを行うの3つです。

8から17ページには学校施設を取り巻く状況について記載しております。

10ページにありますとおり、本市の児童生徒数は減少傾向にあります。

14ページにはトイレの洋式化率を記載しております。ご覧のとおり本市の洋式化率は県内平均を大きく下回っており、全国的にも整備が遅れている状況です。

18ページに学校施設の目指すべき姿を記載しております。（1）の安全・安心な学校施設を維持することと、（2）の教育環境の向上を目指すためにも、（3）の計画的・効率的な学校施設整備と運営が必要です。記載しておりますとおり、都市計画施設としての全体最適を考えた学校施設であることが重要です。今後は学

校教育に支障のない範囲における他の公共施設との複合化や施設を長期にわたって有効活用するための将来を見越した施設整備が必要となり、児童生徒数の将来推計データを参考にし、将来的な児童生徒数、学級数に対応する規模で改築することが重要であると考えています。

19から20ページに学校施設の課題と施設整備の基本方針を記載しております。

19ページに課題をまとめております。

21から26ページに基本方針を踏まえた施設整備の考え方を記載しております。

21ページに記載のとおり、躯体が健全な場合は建物の耐用年数を原則80年としています。ただし、同一校内で棟によって築年数が異なる場合には、施工性やコストメリットを考慮して改築時期を調整します。

具体的には、四角囲み内の②工事实施段階等で鉄筋の状態による耐用年数の決定を行います。具体的な状態が健全である場合、他の校舎の改築のタイミングなどによっては施工性やコストメリットを考慮して、80年を超えた使用もあり得ると考えており、今後、調査研究してまいります。

次に、23ページをご覧ください。

改修の標準周期の築後50年目に記載しておりますとおり、今後は改修内容を限定した中規模改修工事を導入します。

中規模改修の内容につきましては、24ページに記載のとおりで、内装改修については室内床やトイレ改修に限定する予定です。

27ページ以降に長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果などについて記載しております。

27、28ページに記載のとおり、中規模改修を導入することによって年平均で85.2億円から78.2億円に減額できますが、コスト削減効果は限定的です。今後、他の公共施設との複合化など、この後ご説明するさらなる改善に取り組む必要があります。

29ページに改築及び改修単価を記載しておりますのでご確認ください。

31ページにさらなる改善について記載しております。将来的に人口が減少すれば税収は減少します。そこに労務費や建築資材の高騰が加われば財政的な厳しさがより増していくこととなります。

そこで、さらなる公共施設の維持管理コスト削減のため、将来を見越して減築も視野に入れた学校施設整備を検討します。将来的な児童生徒数の減少を見据えて、

	<p>改築や長寿命化改修時には、後に他の施設として使用しやすい構造や複合化しやすい教室配置等をあらかじめ検討し、有効活用を図ります。</p> <p>また、学校間のプール供用化や民間プール活用の可能性を検討します。プールの老朽化が進み、建て替えが必要となった場合には、多額の建設費用、維持管理費用がかかります。移動距離や授業時間の確保など児童生徒への影響を考慮しつつ、共用化や民間プール活用の課題整理を行います。</p> <p>都市計画施設としての整備として、学校は教育施設としての役割のほか、避難所や津波避難ビルとしての災害時の防災機能に加え、地域コミュニティの形成など多様かつ重要な役割を担っており、将来にわたって維持する必要性が高い地域の拠点となる根幹的な都市施設であることから、計画的かつ継続的な施設の維持・保全に努めます。</p> <p>最後に、児童生徒数、学級数の変化に応じた学校規模の在り方の検討、各校の児童生徒数の推移を踏まえて、望ましい学校規模等の在り方の検討に取り組みます。将来的に児童生徒数の減少が進み、学校運営上支障来すおそれがある場合には、まちづくりの観点や地域コミュニティの拠点としての役割に配慮しながら、施設総量の削減を図るため、必要に応じた校区変更や統廃合についても慎重に検討します。</p> <p>長くなりましたが、ご報告についての説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告④を終了いたします。</p> <p>続きまして、一般報告⑤「児童生徒の状況について」を議題といたします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いたします。</p> <p>(非公開)</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>なければ一般報告⑤を終了いたします。</p> <p>次に議案第35号は秘密会で行いますので、関係者以外の職員は退出してください</p>

藤岡教育長	<p>い。</p> <p>(秘密会)</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。 最後に、本年9月30日をもちまして、側垣委員が退任されます。 側垣委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>(側垣委員 挨拶)</p>
藤岡教育長	<p>ありがとうございました。これをもちまして、第6回教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>